

令和2年6月12日

各 位

「後見制度支援預金」の取扱開始について

長野県信用組合（理事長：黒岩 清、本店：長野県長野市）は、後見制度をご利用されているお客さまを対象とした「後見制度支援預金」の取扱いを下記のとおり開始しますので、お知らせします。

記

1. 取扱開始日

令和2年6月15日(月)

2. 商品の概要

「後見制度支援預金」は、後見制度を利用している後見人が、被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を「後見制度支援預金」で管理し、家庭裁判所の発行した「指示書」に基づく取引に限定して取扱うことで、被後見人の財産の適切な管理・利用をするための預金です。

※詳細は、別添を参照願います。

後見制度支援預金

1. 商 品 名	後見制度支援預金
2. 預 金 の 種 類	普通預金または決済用普通預金のいずれかをご選択いただきます。
3. ご利用いただける方	家庭裁判所から後見制度支援預金の契約締結の「指示書」を交付された方
4. お預け入れ期限	期間の定めはありません。
5. 口 座 数	被後見人お一人さまにつき、1口座とさせていただきます。 <u>お預け入れ・お引出し等のご利用は、口座開設店舗の窓口に限らせていただきます。</u>
6. 預 入 方 法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	随時預入可能ですが家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 1円以上 1円単位
7. お 引 出 し 方 法	随時お引出しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」が必要です。
8. 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	普通預金は以下のとおりとなります。また、 <u>決済用普通預金は無利息</u> となります。 毎日の店頭表示の利率を適用します。 毎年3月と9月の当組合所定の日に支払います。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。 分離課税 利息の20.315% (国税15.315%、地方税5%)が差し引かれます。 店頭の金利表示ボードおよびホームページに表示しています。
9. 手 数 料	口座開設にかかる手数料・管理手数料は無料です。 ただし、振込手数料、本口座の通帳を再発行する場合の再発行手数料は所定の手数料がかかります。
10. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。 「指示書」に基づき、「後見制度支援預金」から後見人管理の預金口座に毎月一定額を送金する「自動送金サービス」を付帯することができます。 ● この預金はマル優のご利用はできません。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。</u> ● <u>公共料金等の自動支払いおよび給与、年金その他振込、配当金等の受け取り、インターネットバンキング等の契約はできません。</u> ● <u>「手のひら静脈認証口座『手のひら口座』』としては、ご利用いただけません。</u> ● <u>「総合口座」では、ご利用いただけません。</u> ● <u>「キャッシュカード」は、ご利用いただけません。</u> ● <u>通帳によるATMでの入金のご利用はできません。(窓口でのお取扱いに限定します。)</u> ● <u>現金でのお支払いはできません。</u>
12. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金保険の対象となりますので、預金保険の範囲内で保護されます。 決済用普通預金は全額保護されます。